

排水設備等改造資金の融資のあっせん制度

下水道を使用するために、トイレなど宅内の排水設備を改造する方向へ、市では金融機関から無利子で改造資金の融資を受けられる「水洗便所改造資金融資あっせん制度」を設けています。詳しくは問い合わせてください。

融資金額

- 公共下水道に接続するトイレが
- ・1か所：60万円まで
- ・2か所：80万円まで
- ・3か所以上：100万円まで

利子 無利子（利子は市が負担）

返済方法 金融機関から融資を受け

た月の翌月から元金均等毎月支払い。元金の返済期間は60か月以内

対象

下水道が使用できるようになった日から3年以内に排水設備工事（新築は除く）を行う方で、①②③をすべて満たしている方

①税・水道料金および受益者負担金を滞納していないこと

②返済能力を有すること（金融機関の審査あり）

③連帯保証人が1人いること

取扱金融機関

岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店

！ 神明町二・三丁目の一部、稗田町二・五丁目の一部、論地町一・二・五丁目の一部については令和2年3月31日をもって下水道使用開始から3年が経過し、この制度が受けられなくなります。（下図参照）



【神明町二、三丁目の一部】



【稗田町二丁目の一部】



【稗田町五丁目の一部】



【論地町一、二、五丁目の一部】

申込方法 排水設備工事の契約時に指定工事店へ融資あっせん希望の旨を伝え、排水設備等確認申請書と書類を提出してください。

水道料金・下水道料金使用料などの消費税率の変更

消費税法の改正により水道料金・下水道使用料などにかかる消費税率も10月1日（火）から10%になります。

水道料金・下水道使用料は2か月に1回の検針のため、国税庁の消費税率等に関する経過措置の取扱いに準じて消費税を計算します。

例

9月定例検針以前から継続して2か月使用の場合は11月定例検針分までが税率8%、その後の検針分から税率10%となります。

納付は口座振替が便利です

納付に出かける手間がなく支払い忘れもない口座振替が便利です。市役所2階上下水道グループまたは、お客様番号がわかる物および銀行印を持参のうえ金融機関で申し込んでください。

問合せ先 上下水道グループ ☎52-1111内線(297・298)